

第6期 白石町障がい福祉計画

第2期 白石町障がい児福祉計画



**令和3年3月
佐賀県白石町**

「障害」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「そこなう」「わざわい」「さまたげ」などの意味があり、否定的で悪いイメージにつながり違和感があるとして、ひらがなの「障がい」という表記を使う場合もみられるようになってきました。

このため、本計画においては、人や人の状態を表す場合等には「障がい」と表記しています。ただし、法令等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

目 次

第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画期間中の見直し及び推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 障がい者等の現状

- 1 障がい児・者の手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 特別支援教育対象者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3 サービスの体系及び給付費の推移

- 1 障がい福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 障がい福祉サービス費等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 障がい児通所支援給付費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 サービスの提供体制の確保に係る目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 12
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 19

第5 障がい福祉サービスの見込量と確保策

- 1 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策・・・・・・・・ 20
- 2 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保策・・・・・・・・ 28
- 3 保育所等における障がい児の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 地域生活支援事業の見込量と確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料

- 策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第6期白石町障がい福祉計画・第2期白石町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号（以下「基本指針」という。））に則し、地域において必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障がい児通所支援等」という。）の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における各種サービスに関する数値目標の設定及び各年度におけるサービスの必要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保のための方策を定めるものです。

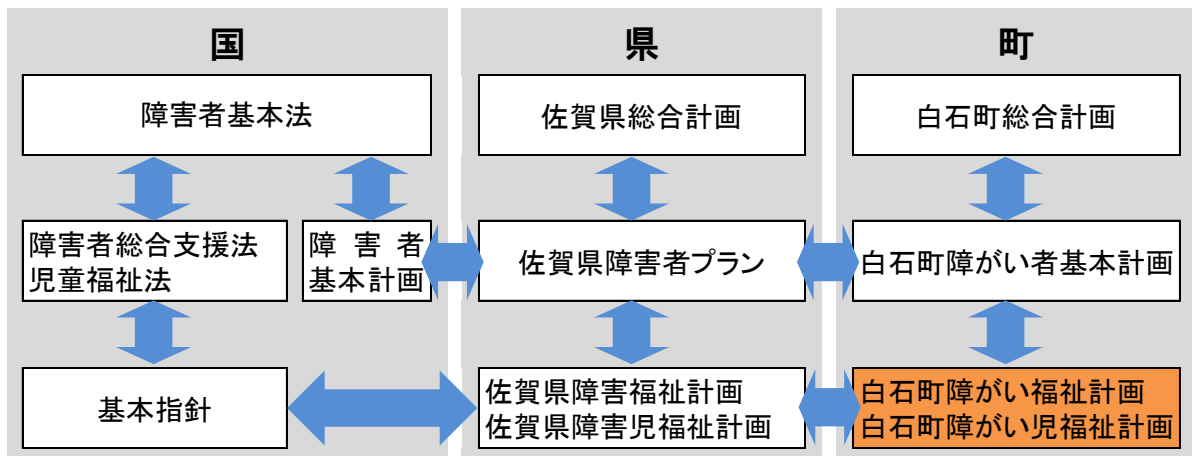
2 計画の位置付け

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の計画との整合性を図りながら、「白石町総合計画」に即した「白石町地域福祉計画」、「白石町障がい者基本計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「白石町子ども・子育て支援事業計画」等との整合を考慮し、策定するものです。



3 計画の対象者

この計画の対象者は、次のとおりです。

- ・身体障がい者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障がい者 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
- ・難病患者 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
- ・障がい児 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

4 計画の期間

本計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者基本計画	第2期			第3期					
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			

5 計画期間中の評価・見直し及び推進体制

基本指針に則して、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回前年度の事業の種類ごとの実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じ公表します。

活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。

本計画の推進については、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野に関係し、また、障がいのある人の就労を促進するためには、就労・雇用関係分野との連携が重要です。そのため、本計画の推進においては、関係各課の連携のもと、関係機関・団体の相互協力のもと、推進していきます。

第2 障がい者等の現状

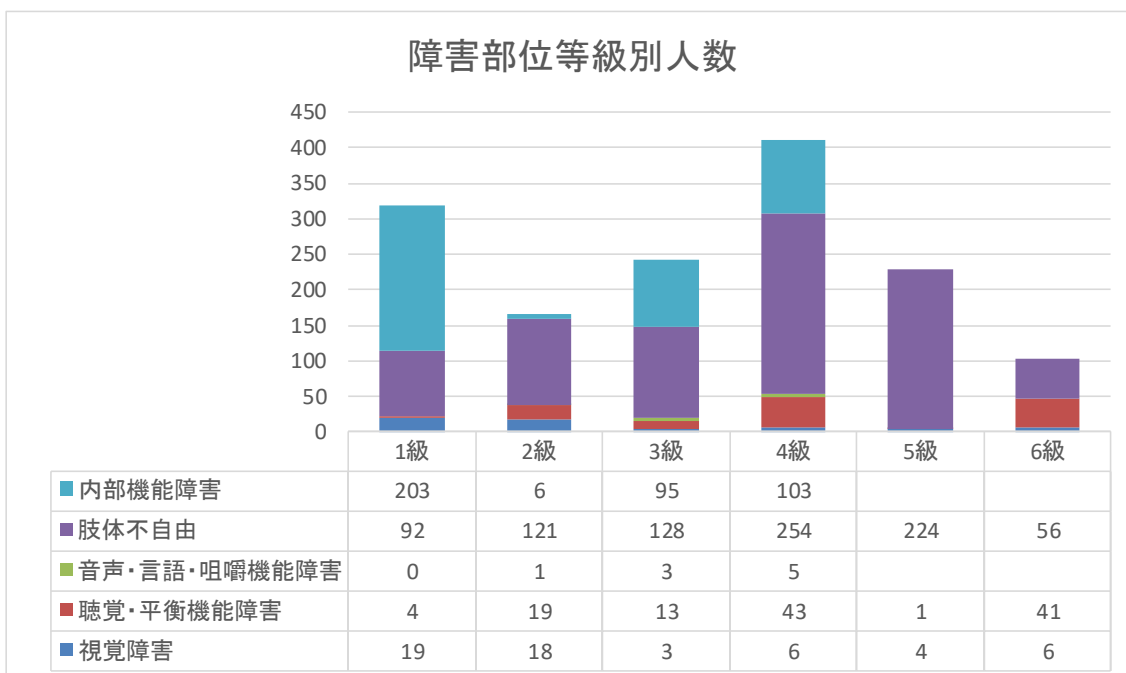
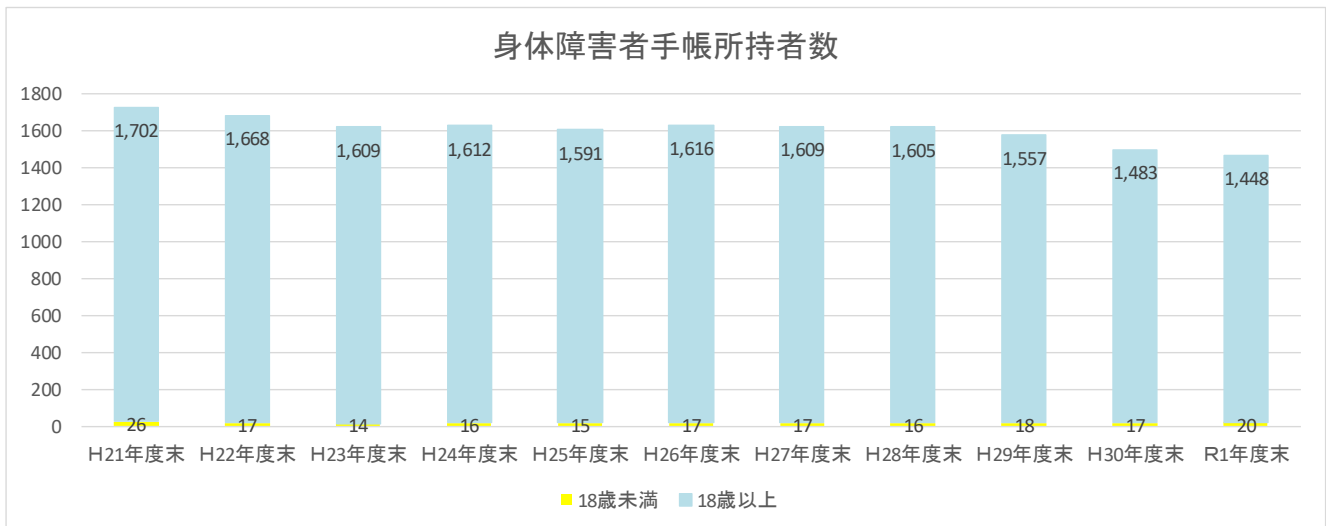
1 障がい児・者の手帳所持者数の推移

本町の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和2年3月31日現在で1,901人、総人口（22,615人）に占める割合は8.4%であり、町民の約12人に1人が身体、知的又は精神に障がいがあるという状況です。

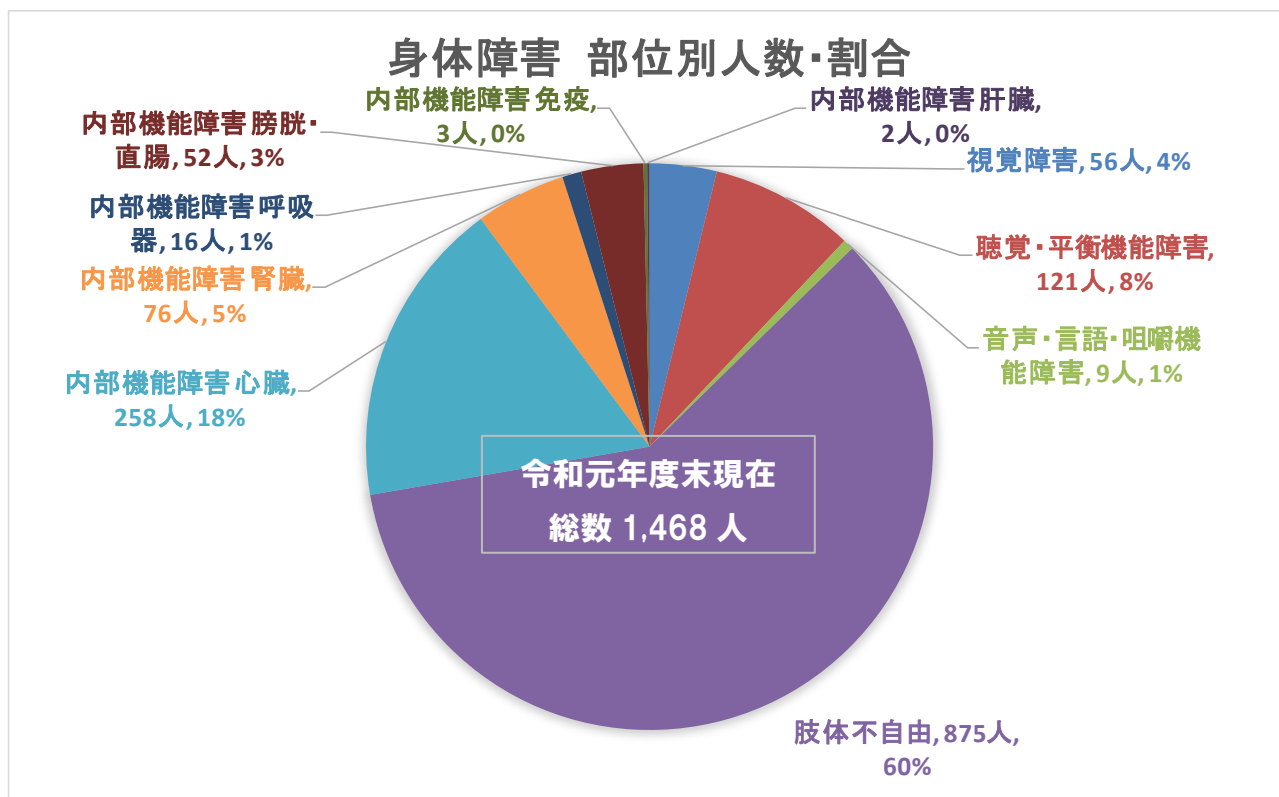
特に知的障がい者と精神障がい者は年々増加しています。さらに、精神通院医療支給認定者数も増加しており、何らかの支援を必要とする方は、今後ますます増加するものと思われます。

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末で1,468人となっており、減少傾向にあります。

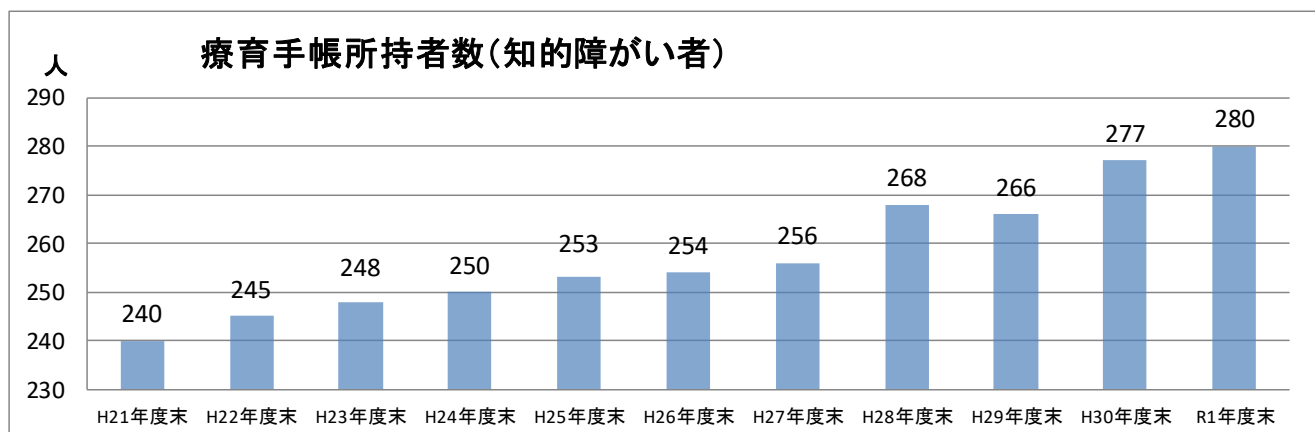


内部障害のうち、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、直腸機能障害については、生活習慣病に起因する疾病が一因でもあります。そのため、生活習慣病を予防するための行動（生活習慣の見直し、住民健診の受診等）が一人ひとりに求められています。



(2) 知的障がい者の状況

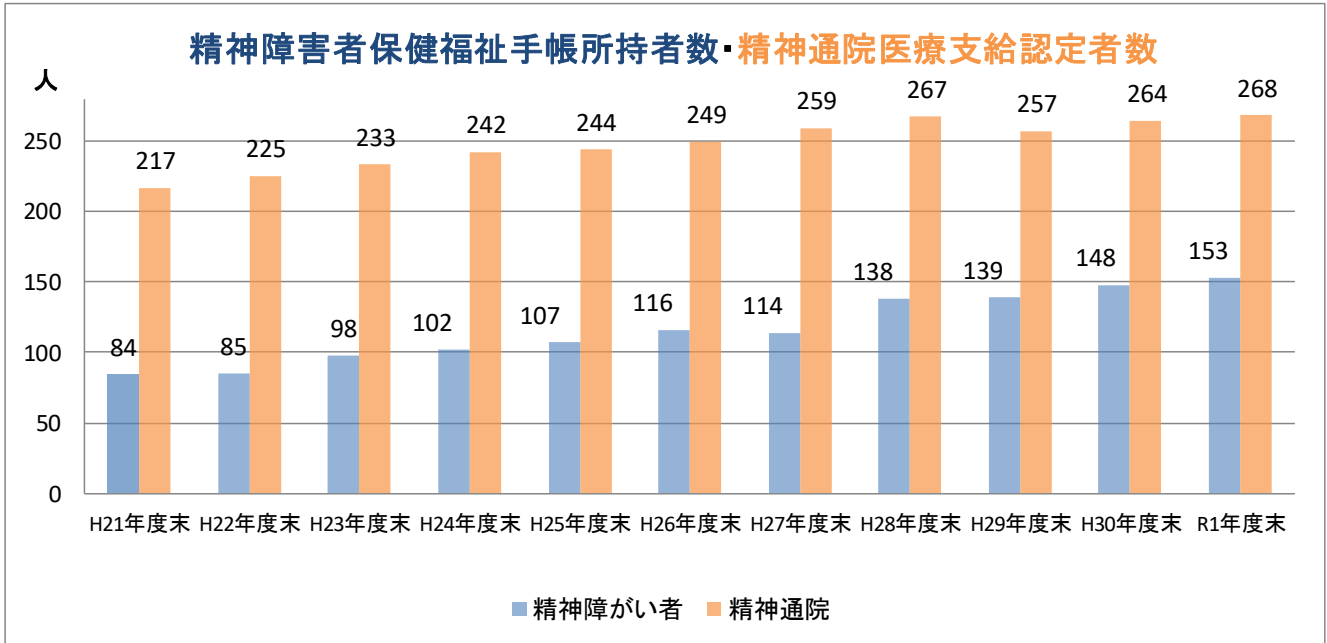
知的障がい者に係る療育手帳の所持者数は、令和元年度末で 280 人となり、年々増加しています。平成 21 年度と比較すると、40 人増、率にして約 17% 増となっています。



(3) 精神障がい者の状況

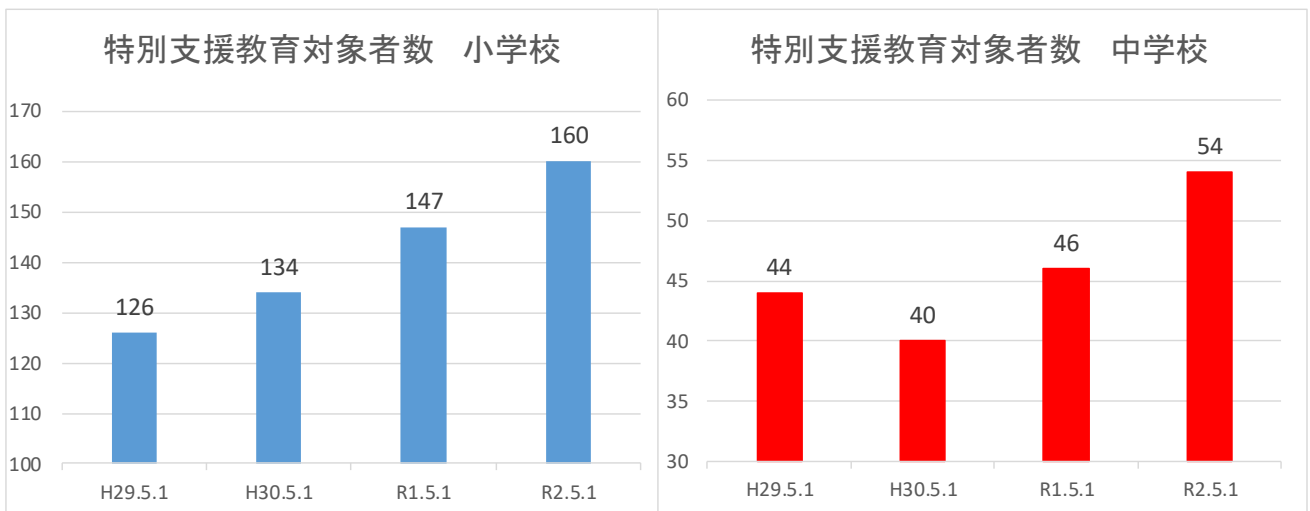
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末で 153 人となっており、年々増加しています。平成 21 年度と比較すると、69 人増、率にして約 82%増と急増しています。

また、精神通院医療支給認定者も増加傾向にあります。

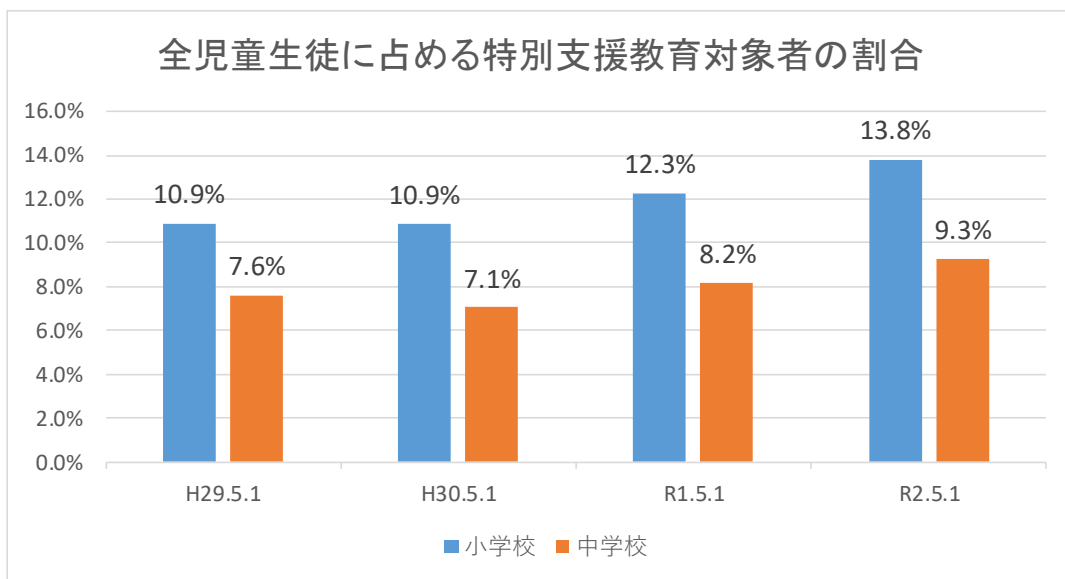


2 特別支援教育対象者数の推移

本町の小中学校児童生徒のうち特別な支援を受けている児童生徒数は、令和 2 年 5 月 1 日現在で小学生 160 人、中学生 54 人となっており、全児童生徒数が減少する中、年々増加しています。平成 29 年と比較すると、小学生では 34 人増、率にして約 27%増となっています。中学生では、10 人増、率にして約 23%増となっています。



特別支援教育対象者の全児童生徒に占める割合は、令和2年5月1日現在で小学校13.8%、中学校9.3%となっており、増加傾向にあります。



特別支援教育対象者数

H29.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	全児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体障害	自由			
小学校	24	25	49	30	37	2	1	1	2	73	4	126	1,156
中学校		8	8	9	16	0	1	0	1	27	9	44	577
計	24	33	57	39	53	2	2	1	3	100	13	170	1,733

H30.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体障害	自由			
小学校	25	27	52	28	44	2	1	1	2	78	4	134	1,231
中学校		6	6	7	15	0	1	0	1	24	10	40	567
計	25	33	58	35	59	2	2	1	3	102	14	174	1,798

R1.5.1

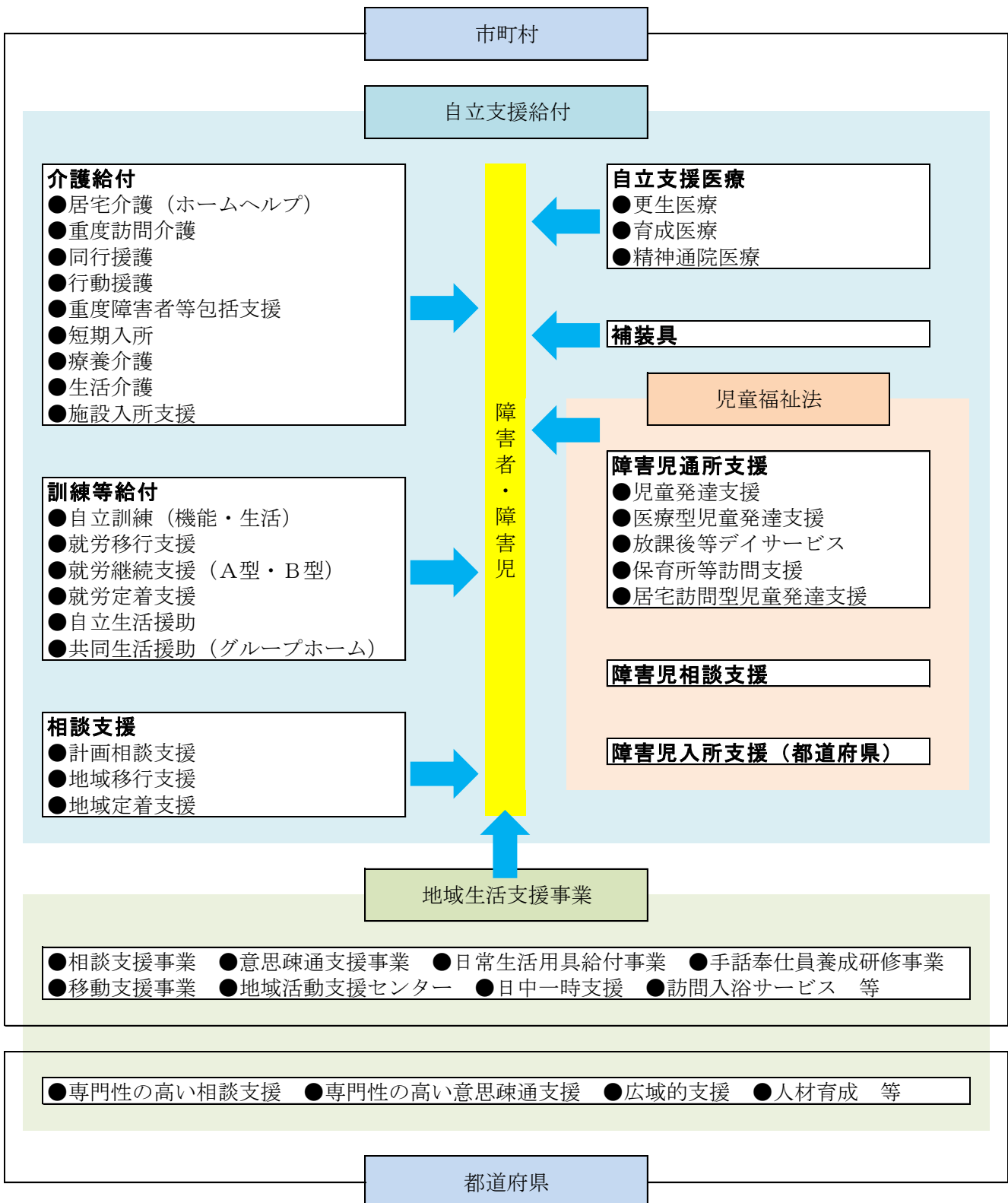
学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体障害	自由			
小学校	16	41	57	27	50	4	2	0	3	86	4	147	1,199
中学校		10	10	13	12	0	0	0	0	25	11	46	563
計	16	51	67	40	62	4	2	0	3	111	15	193	1,762

R2.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体障害	自由			
小学校	22	34	56	25	63	5	2	1	1	97	7	160	1,158
中学校		11	11	10	23	1	0	0	0	34	9	54	582
計	22	45	67	35	86	6	2	1	1	131	16	214	1,740

第3 サービスの体系及び給付費の推移

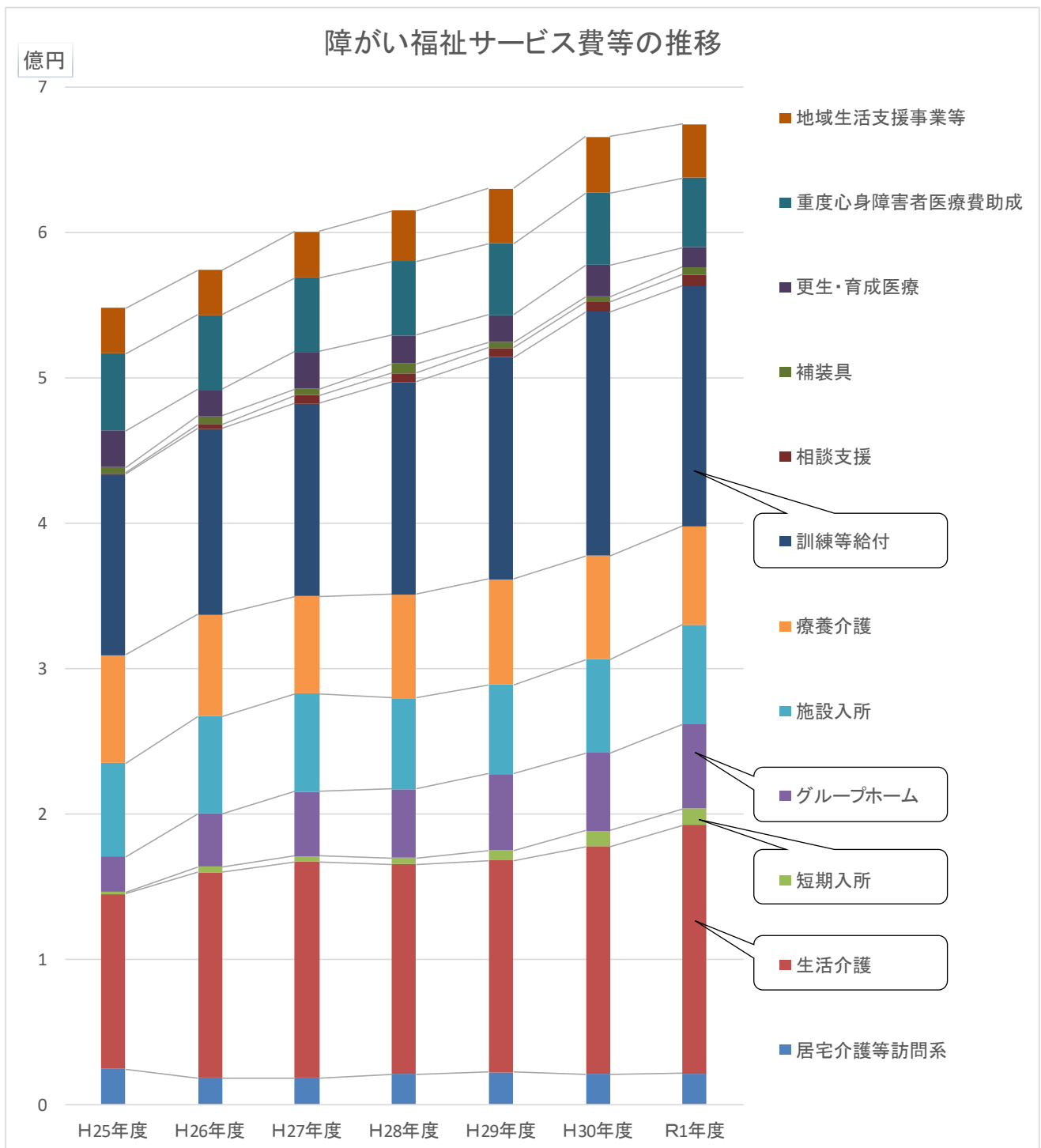
1 障がい福祉サービスの体系



2 障がい福祉サービス費等の推移

障がい福祉サービス費（公費負担分）は毎年増加しており、特に生活介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム）、訓練等給付（就労継続支援A型・B型など）、の伸びが顕著となっています。

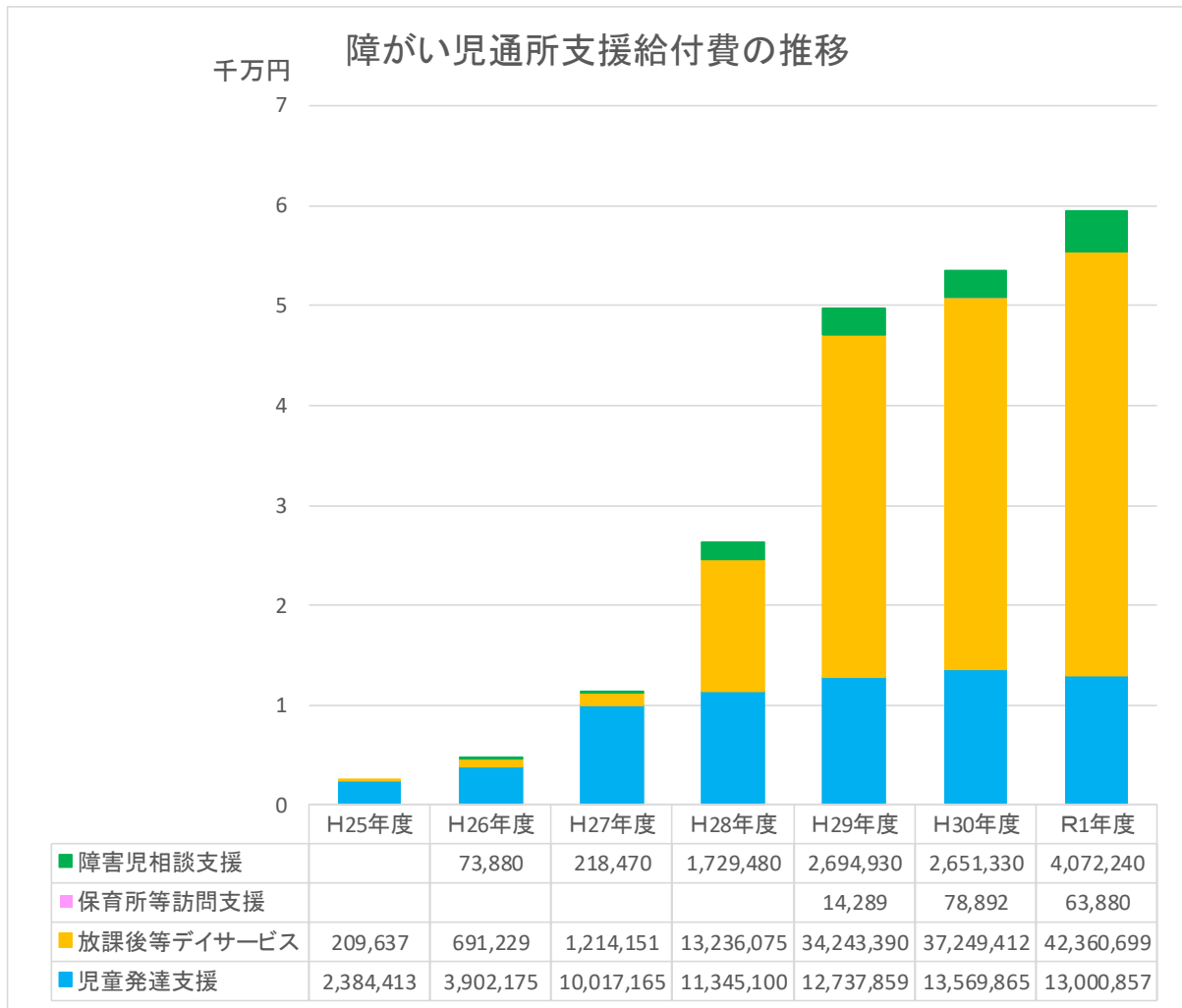
障がい福祉サービスの充実や地域におけるサービス提供事業者の増加と、関係機関等の連携によるものと考えられます。



3 障がい児通所支援給付費の推移

障がい児通所支援給付費（公費負担分）は毎年増加しており、特に放課後等デイサービスの伸びが顕著となっています。

これは、地域におけるサービス提供事業者の増加とともに、特別支援教育対象者の増に見られるように、何らかの支援を必要とする児童生徒の増加によるものと考えられます。



第4 サービスの提供体制の確保に係る目標

本計画では、国の定める基本指針に則し、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定し取組みを推進します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害福祉施設から自宅やアパート、グループホーム等の地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

(1) 地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者（46人）の6.5%にあたる3人が地域生活に移行することを目標とします。

なお、第5期障害福祉計画における令和2年度末までの移行者数の目標値は2人であり、達成の見込みです。

区分		数値	基本指針における目標値
地域生活への移行	令和元年度末施設入所者数 A	46人	
	地域移行者数（目標値） ($A \times 6.5\%$)	3人	令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

(2) 施設入所者の削減

地域移行者や新たに施設へ入所される人数を踏まえ、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者（46人）の2.2%にあたる1人削減することを目標とします。

なお、第5期障害福祉計画における令和2年度末の施設入所者の目標値は44人であり、目標達成は困難な状況です。

また、第5期障害福祉計画の未達成割合を令和5年度末における削減割合に加えるとする国の基本指針については、現状を踏まえ加えないこととします。

区分		数値	基本指針における目標
施設入所者数の削減	削減見込数（目標値） B ($A \times 2.2\%$)	1人	令和元年度末の施設入所者から1.6%以上削減する。
	令和5年度末施設入所者数 （目標値）C ($A - B$)	45人	

参考

施設の入退所、地域移行の実績及び見込み

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年度当初	A	46	45	46	46	45	46	45
退所	地域移行 B			1	1		1	1
	その他 C	2	1		1			
入所	D	1	2	1	1	1		1
年度末 (A-B-C+D)		45	46	46	45	46	45	45

第5期障害福祉計画における目標値

・地域生活への移行者数	平成28年度末の施設入所者(46人)のうち、令和2年度末までに2人が地域生活へ移行
・施設入所者の削減	令和2年度末の施設入所者44人

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

なお、第5期障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における削減割合に加えた割合以上を目標値とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域全体での精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。そのため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することとなっており、これらはいずれも佐賀県において設定することとされています。

本計画では、国の定める基本指針に則し、以下の 2 つの成果目標を設定します。

項目		目標	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	会議の開催回数	年 2 回	協議の場は、杵藤地区自立支援協議会の組織を活用
	評価の実施回数	年 1 回	

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とされています。

杵藤地区管内では、杵藤地区自立支援協議会での協議により、杵藤地区圏域に1か所以上整備することとしており、平成30年度から1か所確保しています。引続き拠点の整備に向け協議を継続します。

本計画では、国の定める基本指針に則し、杵藤地区自立支援協議会を活用し、運用状況の検証及び検討に取り組むため、以下の成果目標を設定します。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討	年1回	杵藤地区自立支援協議会の活用

【地域生活支援拠点等の機能】

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

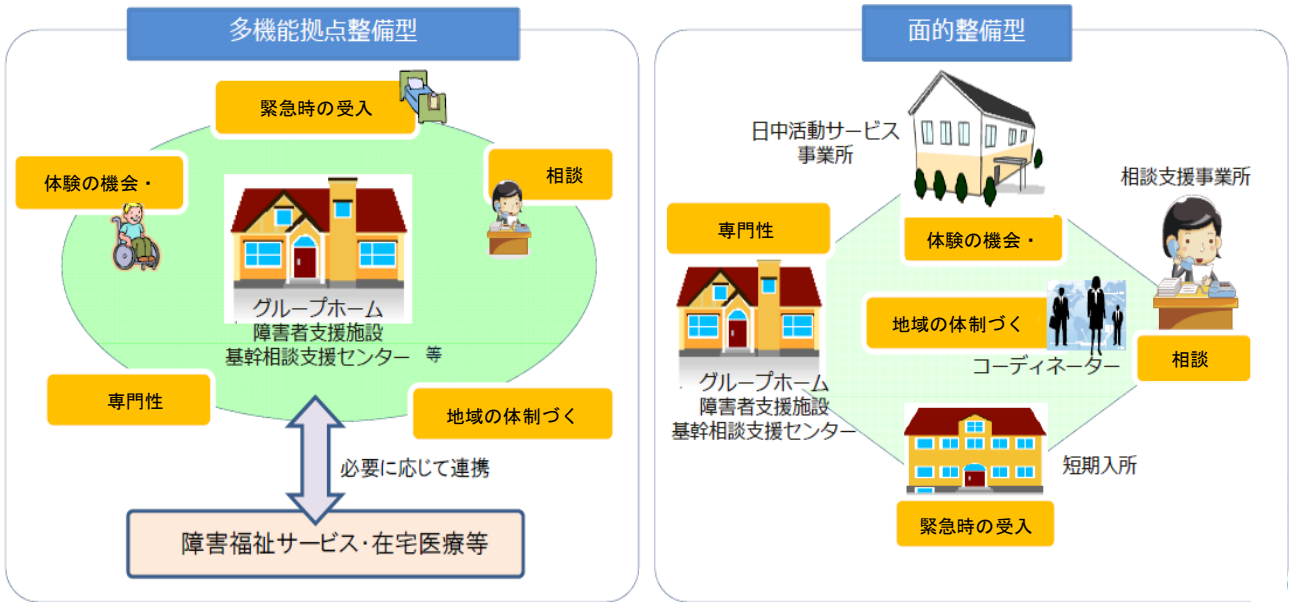
医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を次のとおり設定することを基本とされています。

項目	国の基本指針数値目標
① 福祉施設（注）から一般就労への移行者数	令和元年度の1.27倍以上
② 就労移行支援事業による一般就労への移行者数	令和元年度の1.30倍以上
③ 就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	令和元年度の1.26倍以上
④ 就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	令和元年度の1.23倍以上
⑤ 就労移行支援事業等を利用して一般就労する者のうち 就労定着支援を利用する割合	7割
⑥ 就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所	7割

（注）福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

上記の基本指針に基づき、令和5年度中における成果目標を次のように設定します。なお、上記⑤及び⑥については、就労定着支援事業所が県内に8事業所（町内0）と少なく、数値目標の設定はしないこととしました。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
① 福祉施設（注）から一般就労への移行者数	1人	1人
② 就労移行支援事業による一般就労への移行者数	0人	0人
③ 就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	0人	1人
④ 就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	1人	0人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

ア 児童発達支援センター

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

本計画では、圏域での設置を目標とします。なお、杵藤地区には児童発達支援センターが1か所設置されており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

項目	目標	備考
児童発達支援センター	圏域で設置	杵藤地区内に1か所設置済

イ 保育所等訪問支援

国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされています。

本町では、年に1人から3人の利用がっており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。

本計画では、圏域での設置を目標とします。なお、杵藤地区には次のとおり設置されており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

項目	目標	備考
児童発達支援事業所（重度）	圏域で設置	杵藤地区内に1か所設置済
放課後等デイサービス事業所（重度）	圏域で設置	杵藤地区内に2か所設置済

（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

杵藤地区では、杵藤地区自立支援協議会を中心に杵藤地区医療的ケア児等支援ワーキンググループを設置し、年1回程度会議を開催し、課題の解決、情報共有に努めています。

また、コーディネーターの配置については、令和5年度末の配置を目指します。

項目	目標	備考
関係機関等が連携を図るための協議の場	圏域で設置	杵藤地区自立支援協議会に設置済
コーディネーターの配置	町単独又は 圏域で配置	

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、次表に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うことを検討するとされています。

事項	内容
総合的・専門的な相談支援	① 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
	③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
	④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

国が想定している総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保は、基幹型相談支援センターが担うことを念頭に置かれており、①、②及び③については、数値目標の設定はしないこととしました。

なお、④については、杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会を定期的を開催しており、成果目標を次のように設定します。

項目	目標	備考
④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年8回	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会

本町では、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うため、江北町と共同して、白石町健康センター内に障がい者総合相談支援センターを設置しています。相談支援専門員の資質の向上に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る

体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、次表の各項に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。

事項	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

上記の基本指針に基づき、本町の成果目標を次のように設定します。

事項	目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に、町職員の資質向上のため積極的に参加します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所と情報共有することで、請求の誤りを防止し、適正な請求事務を支援します。
指導監査結果の関係市町村との共有	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の情報提供を受け、事業者支援に活用します。

第5 障がい福祉サービスの見込量と確保策

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の令和3年度から令和5年度における種類ごとの量の見込み及び提供体制の確保のための方策を次のとおり定めます。

また、新型コロナウイルス感染症下であっても、サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、国から発出される感染症対策の周知徹底を図り、提供体制の確保に努めます。

1 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅ヘルパーを派遣し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものについて、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【見込量】

訪問系サービスのうち居宅介護については、月平均の利用時間が減少傾向にあります。利用者は横ばいの状況です。本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。また、重度訪問介護、同行援護も微増を見込んでいます。

1人当たりの利用量は、各サービスともこれまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり居宅介護14時間、重度訪問介護53時間、行動援護14時間と見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護	利用者数/月	計画	41	46	51	24	25	26
		実績	22	23	23			
	利用時間/月	計画	620	700	770	336	350	364
		実績	342	303	285			
重度訪問介護	利用者数/月	計画	1	1	2	2	3	3
		実績	1	2	2			
	利用時間/月	計画	80	80	110	106	159	159
		実績	65	108	96			
同行援護	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用時間/月	計画	5	5	5	0	0	0
		実績	0	0	0			
行動援護	利用者数/月	計画	5	6	7	3	3	4
		実績	2	2	2			
	利用時間/月	計画	30	36	42	42	42	56
		実績	27	32	27			
重度障害者等包括支援	利用者数/月	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用時間/月	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用時間/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用時間を乗じて得たもの。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、地域での生活を支えるために必要な基本的なサービスです。しかし、スタッフの確保、育成が課題であり、全国的に人材不足に陥っている状況です。そのため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実について、機会あるごとに要望していきます。また、サービス事業者に対しては積極的な情報発信に努め、事業の拡大・新規参入を促進していきます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者について、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者について、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、一般雇用に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、事業所や家族などとの連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

【見込量】

生活介護

令和元年度までは増加傾向でしたが、令和2年度の8か月分で見ると幾分減少しています。本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり21日と見込んでいます。

就労継続支援A型

第5期計画期間中は、月平均の利用者数、利用日数とも増加しています。本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり20日と見込んでいます。

就労継続支援B型

第5期計画期間中は、月平均の利用者数、利用日数とも横ばいで推移していますが、令和2年11月分では93人が利用しており、本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり18日と見込んでいます。

短期入所

第5期計画期間中における利用日数は、計画を上回る利用があっていますが、令和2年度については、前年度実績を下回っています。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。本計画では新型コロナウイルス感染症の影響は考慮せず毎年2人の増加を見込んでいます。1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり6日と見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
生活介護	利用者数/月	計画	68	69	70	68	69	70
		実績	66	67	66			
	利用日数/月	計画	1,360	1,380	1,400	1428	1449	1470
		実績	1,327	1,394	1,379			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0			
	利用日数/月	計画	20	20	20	5	5	5
		実績	5	6	0			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	計画	3	4	4	1	1	2
		実績	2	1	1			
	利用日数/月	計画	30	40	40	16	16	32
		実績	24	16	22			
就労移行支援	利用者数/月	計画	16	17	18	3	3	3
		実績	2	3	2			
	利用日数/月	計画	130	140	150	51	51	51
		実績	34	45	41			
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	計画	23	25	26	23	24	25
		実績	18	19	22			
	利用日数/月	計画	400	430	450	460	480	500
		実績	370	383	465			
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	計画	96	102	107	94	95	96
		実績	88	88	86			
	利用日数/月	計画	1,920	2,040	2,140	1692	1710	1728
		実績	1,602	1,563	1,555			
就労定着支援	利用者数/月	計画	1	2	3	0	1	1
		実績	0	0	0			
療養介護	利用者数/月	計画	18	18	19	16	16	16
		実績	18	17	16			
短期入所	利用者数/月	計画	17	19	21	16	18	20
		実績	15	15	13			
	利用日数/月	計画	42	47	52	96	108	120
		実績	79	90	72			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

【見込量確保のための方策】

個々の障がい者の特性に応じた就業機会を提供するためには、事業所の確保はもとより豊富な作業メニューの提供が求められます。障がい者の適性に応じた能力が発揮できるよう、事業者への情報発信に努めます。また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等と連携し、障がい者雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大と障がい特性に応じた就労支援を図ります。

短期入所については、障がい者や家族からのニーズは高く、サービス事業者に対しては積極的な情報発信に努め、事業の拡大・新規参入を促進していきます。また、広域的な対応により、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方について、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量】

共同生活援助（グループホーム）

第5期計画期間中の月平均利用者数は増加しており、今後も増加が見込まれます。また、町内においては事業の拡充、新規参入も予定されています。さらに福祉施設から地域生活への移行も求められているため、大幅な増加を見込んでいます。

施設入所支援

施設入所者については、重度化・高齢化が進んでおり、長期入院や死亡による退所がある一方、地域生活への移行者は極めて少ない状況です。本計画では国の基本指針に基づき次のとおり見込んでいます。（第4-1参照）

サービス名	計画 年度	第5期計画			第6期計画			
		H30	R元	R2	R3	R4	R5	
自立生活援助	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	計画	38	40	42	43	47	52
		実績	34	35	39			
施設入所支援	利用者数/月	計画	46	45	44	46	45	45
		実績	45	46	46			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。

【見込量確保のための方策】

福祉施設から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいの場を確保することが重要です。

県内には、多くのグループホームが整備されていますが、入所施設から地域生活への移行の受け皿として、また、親亡き後の自立を支援する受け皿として、引き続きグループホームの運営を支援していくとともに、新たなグループホームの整備を促進していきます。

特に日中サービス支援型グループホームは、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された類型であり、施設等から地域移行の促進や地域生活の継続など、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

障がい者の多様なニーズに対応するため、広域的な調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

施設入所支援については、グループホーム等他のサービスでは対応が困難であるなど、真に入所が必要な方に対する支援として、広域的な調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活をしている障がい者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【見込量】

計画相談支援

第5期計画期間中の月平均利用者数は増加しています。福祉サービス利用者の増加を踏まえ、本計画でも増加を見込んでいます。

サービス名	計画年度	第5期計画			第6期計画			
		H30	R元	R2	R3	R4	R5	
計画相談支援	利用者数/月	計画	34	37	39	52	55	58
		実績	37	42	49			
地域移行支援	利用者数/月	計画	2	2	4	0	0	1
		実績	0	0	0			
地域定着支援	利用者数/月	計画	1	2	3	0	0	1
		実績	0	0	0			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。

【見込量確保のための方策】

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせません。

計画相談支援については、ニーズに対して相談支援専門員が不足している状況であり、広域的な調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

2 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保策

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児を対象に、児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児など重度の障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用者について、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとの見直しを図ることにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行うものです。

【見込量】

児童発達支援

令和元年度までは増加傾向でしたが、令和2年度の8か月分で見ると幾分減少しています。本計画では、乳幼児健診等のスクリーニングの結果、療育の必要性が認められる児童は増加傾向にあり、毎年2人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり5日と見込んでいます。

放課後等デイサービス

第5期計画期間中の月平均の利用者数及び利用日数は大幅に増加しています。これは特別支援教育対象者の増加に加え、サービス提供事業者の事業拡大・新規参入による提供体制の拡充によるものと考えられます。本計画では毎年5人の増加を見込んでいます。また、1人1か月当たりの利用日数も令和3年度12日、令和4年度13日、令和5年度14日と見込んでいます。

保育所等訪問支援

第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、見込んでいます。

障害児相談支援

第5期計画期間中の月平均利用者数は増加しています。福祉サービス利用者の増加を踏まえ、本計画でも増加を見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数/月	計画	32	33	35	20	22	24
		実績	23	24	14			
	利用日数/月	計画	108	112	119	100	110	120
		実績	100	89	70			
医療型児童発達支援	利用者数/月	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用日数/月	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用者数/月	計画	39	43	47	70	75	80
		実績	32	41	56			
	利用日数/月	計画	320	350	380	840	975	1120
		実績	327	421	643			
保育所等訪問支援	利用者数/月	計画	3	4	5	0.5	0.5	0.5
		実績	0.4	0.3	0.4			
	利用日数/月	計画	10	12	15	0.5	0.5	0.5
		実績	0.3	0.1	0.5			
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用日数/月	計画	5	5	5	0	0	0
		実績	0	0	0			
障害児相談支援	利用者数/月	計画	19	21	23	30	35	40
		実績	13	19	25			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

【見込量確保のための方策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、既存事業者の事業拡充や新規事業者の参入により、供給量は増加しています。また、広域的利用も多く、今後も調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

療育を必要とする児童の早期発見・早期支援のため、母子保健部門、子育て支援部門、教育委員会、保育所等との連携により、支援を必要とする障がい児に必要なサービスが適切に提供されるように努めます。

障害児通所支援については、療育支援に関する高い専門性が求められており、従事者の資質向上のため、各種研修への受講を推進します。

保育所等訪問支援については、杵藤地区に3事業所（町内0）と少なく、広域的な調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

障害児相談支援については、ニーズに対して相談支援専門員が不足している状況であり、広域的な調整を図りながら必要な支給量の確保に努めます。

3 保育所等における障がい児の受け入れ

国の基本指針では、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本的理念とし、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れの体制整備を行うこととされています。

本計画では、現在の受入状況を踏まえ、次のとおり見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
保育所	利用者数/月	計画				8	9	10
		実績	14	13	8			
	利用日数/月	計画				184	207	230
		実績						
認定こども園	利用者数/月	計画				0	1	2
		実績	0	0	0			
	利用日数/月	計画				0	23	46
		実績						
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	計画				32	34	36
		実績	28	26	32			
	利用日数/月	計画				736	782	828
		実績						

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発・広報活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者又は精神障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、申し立てに必要な経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置)	市町村の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援します。
日常生活用具給付事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
福祉ホーム	住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	一般の家庭浴槽において入浴することが困難な在宅の重度身体障がい者等に対し、入浴車、看護師等を派遣し、入浴の機会の提供を行います。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため障がい者等の一時預かりを行います。
自動車運転免許取得	身体又は知的障がい者が、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成	身体障がい者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。

【見込量】

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	有無	計画	無	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
自発的活動支援事業	有無	計画	無	無	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
相談支援事業	箇所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
成年後見制度利用支援事業	人/年	計画	1	2	3	1	2	3
		実績	1	1	1			
成年後見制度法人後見支援事業	有無	計画	無	無	有	無	無	有
		実績	無	無	無			
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	件/年	計画	4	8	8	1	1	1
		実績	0	0	0			
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置)	人/年	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
日常生活用具給付事業	件/年	計画	320	340	360	660	640	620
		実績	716	670	620			
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画	5	8	8	1	1	2
		実績	0	1	中止	←新型コロナ感染防止のため		
移動支援事業	人/年	計画	29	31	33	20	24	28
		実績	24	28	18			
	時間/年	計画				700	840	980
		実績	862	906				
地域活動支援センター	箇所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	人/年	計画	20	22	23	12	12	12
		実績	17	13	11			
福祉ホーム	人/年	計画	2	2	2	1	1	1
		実績	2	1	1			
訪問入浴サービス	人/年	計画	2	2	2	1	1	1
		実績	1	1	1			
日中一時支援	人/年	計画	33	38	42	30	30	30
		実績	33	31	24			
	回/年	計画				1,800	1,800	1,800
		実績	2,065	1,737				
自動車運転免許取得助成	件/年	計画	3	2	1	1	1	1
		実績	0	1	1			
自動車改造助成	件/年	計画	3	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			

R2年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「人/年」とは、年間の実人員を指します。
- ・「件/年」とは、年間の利用件数を指します。
- ・「時間/年」とは、年間の総利用時間を指します。
- ・「回/年」とは、年間の総利用回数を指します。

【見込量確保のための方策】

相談支援事業

これまでの相談支援体制を継続し、白石町と江北町が共同して、白石町健康センター内に白石町・江北町障がい者総合相談支援センターを設置し、3人の相談員等を配置し対応します。

今後も適切な支援が出来るよう杵藤地区自立支援協議会での困難ケースの検討会や各種研修会への参加を通して相談支援専門員の資質の向上に努めます。

手話奉仕員養成研修事業

研修生の確保と事業の効率的な運営を図るため、平成26年度から杵藤地区の3市4町が共同して事業を実施しています。なお、杵藤地区自立支援協議会の事務局となる市町の輪番制で開催します。

その他の地域生活支援事業

移動支援事業、日中一時支援事業等、事業を委託している事業所と連携を図りながら、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により必要なサービス量の確保に努めます。

資料

第6期白石町障がい福祉計画・第2期白石町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

所属	職名	氏名	備考
社会福祉法人 蓮花の会	理事長	シモダ サチコ 下田 幸子	会長
白石町社会福祉協議会	事務局次長	ハラサキ マサヒロ 原崎 正博	副会長
社会福祉法人佐賀西部コロニー 白石作業所	所長	オカ コウジ 岡 耕治	
社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター	センター長	ハバ カチサ 馬場 克久	
佐賀県立うれしの特別支援学校	指導教諭	コマツバラ オサム 小松原 修	
白石保養院	精神保健福祉士	ツジモト キミコ 辻本 喜美子	
杵藤保健福祉事務所	福祉支援課長	ヤマグチ ミツシ 山口 光史	
民生児童委員協議会	主任児童委員	ミノグチ キョウコ 溝口 京子	
白石町身体障害者福祉協会	会長	マエダ コウジロウ 前田 弘次郎	
白石町議会	町議会議員	ヨシオカ ヒデミツ 吉岡 英允	R3.2.9まで
		ナカムラ ヒデコ 中村 秀子	R3.2.10から

第6期 白石町障がい福祉計画

第2期 白石町障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 佐賀県 白石町

編集 長寿社会課 障がい福祉係

住所 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話 0952-84-7117 FAX 0952-84-6611



しろいしみのりちゃん